

放射性降下物は広範囲に



① 諫早では突然西の方から真つ赤な光がバーツと輝き、しばらくすると黒い煙が立ち上がって太陽を覆い、薄暗くなった。あたり一面灰で覆われた。
（北村傳さん）



② 守山村（雲仙市吾妻町）のいとこは長崎方面から流れてきた「黒い雨」にぬれ、髪は抜け、下痢の症状があった。（横田五一さん）

長崎原爆被害どこまで

長崎で、国が指定する被爆地域外にいたために被爆者と認められない「被爆体験者」が「被爆者と認めてほしい」と訴えた裁判は原告、被告の長崎県、市双方が控訴しました。国の指定する被爆地域圏外に原爆被害者はいないのか探ります。（加来恵子）

国が指定する被爆地域は、爆心地から南北約12キロ、東西約7キロの原爆投下当時の長崎市です。旧長崎市にいた人には12キロ圏外であっても被爆者と認定され、被爆者健康手帳が交付されています。

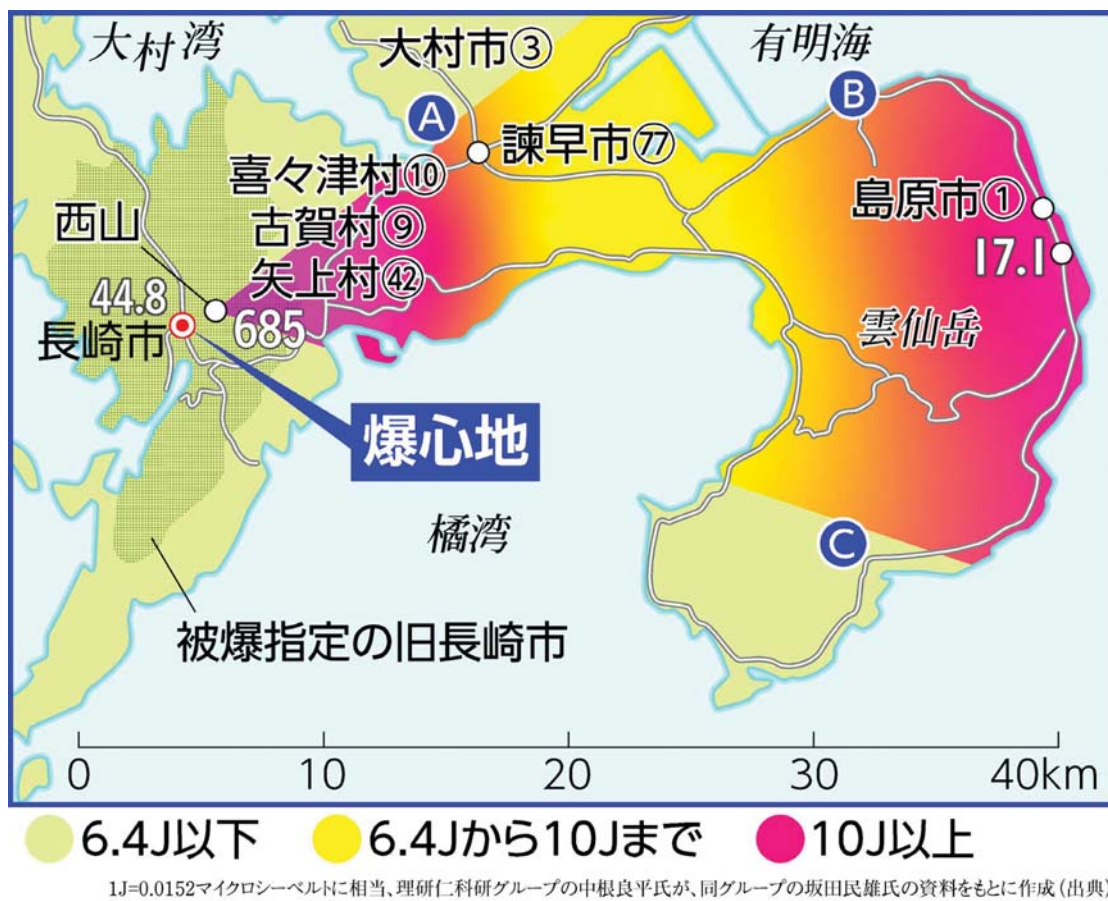
一方、地図の通り（理化学研究所の調査で長崎では放射性微粒子は島原半島にまで広がっていることが明らかになっています。米軍のマンハッタン調査でも同様の結果が出されています。

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館にある証言集でも、国が認める被爆地域外で雨に関する記述が41件、飛散物に関する証言は159件確認され、島原の証言もあります。

国は、広域に降った放射性降下物による健康被害を隠蔽し、爆心地から12キロ圏内の限定した行政区に原爆被害を矮小化しています。



③ 南島原市北有馬で昼近くになる頃から、白と黒のススの混じった燃えかすのようなものが、空からどんどん降ってきた。私と次兄は、それを1時間以上かぶった。（五島久嗣さん）



被爆者健康手帳は交付されず「被爆体験者精神医療受給者証」が交付されている地域



内部被ばくの可能性あれば被爆者



被爆者援護行政を研究する田村和之の広島大学名誉教授の話 国が指定する被爆地域の外にいたために被爆者と認められない長崎「被爆体験者」に対し、2002年度から国は「被爆体験者」事業を開始しました。

この事業は、被爆体験による精神的要因に基づいた疾患のある者に医療費を支給するもので法外事業として行われている。

21年の「黒い雨」広島高裁判決は、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」について、「黒い雨に打たれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、放射性微粒子が付着した野菜を摂取したことにより体内に放射性微粒子を取り込むことで、内部被

ばくによる健康被害を受けた可能性がある」としました。

国は、長崎「被爆体験者」に対し、精神疾患を必要とせず、被爆者と同等の医療費を支給する「新事業」の創設を提示しましたが、放射能の影響を受けていない人、被爆者と認めない人に、被爆者と同等の医療費を支給する理由は何でしょうか。

「被爆体験者」と呼ばれる人は被爆者です。「新事業」で被爆者と同等の医療費を支給しても法外事業である限り「被爆者」として救済したことにはなりません。